

建設工事等の入札に係る指名事務問題の経緯

- 平成18年 6月 5日 2名の市民から、公共事業の指名競争入札における業者選定の方法及び基準について適正な処理を行うよう、要望書が提出される。
- 平成18年 6月14日 建設消防委員会調査研究会を開催
市長を含む市関係者以外、参考人3名から意見を聴取し、「指名競争入札の業者選定方法等の適正化を求める要望書について」の調査研究を行う。
- 平成18年 8月10日 建設消防委員会調査研究会を開催
市長を含む市関係者以外、参考人4名から意見を聴取し、「指名競争入札の業者選定方法等の適正化を求める要望書について」の調査研究を行う。
- 平成18年 8月22日 1名の市民から、建設業者等指名審査に関する事務処理規程の改善を求める陳情が提出される。
- 平成18年 9月21日 平成18年9月定例市議会において、建設業者等指名審査に関する事務処理規程の改善を求める陳情を全員一致で採択
- 平成18年10月 1日 「総社市建設業者等指名及び資格審査に関する事務処理規程」を一部改正し、施行
同規程中、第4条第2項「委員長は、前項の審査結果を直ちに市長に報告するものとする」を削除
第7条第1項「市長は、第4条第2項の規定により委員長から報告を受けた審査結果について特に指示した場合を除き、当該報告に係る建設業者等を当該建設工事等について指名選定したものとみなす、当該報告に係る資格の格付をもって建設工事等の競争入札参加資格の格付をしたものとみなす」を「市長は、委員会の審査結果をもって当該建設工事等について指名選定したものとみなす」に改正
建設工事等の入札に係る指名事務に市長が関与できないよう改正される。
- 平成19年 4月17日 新聞各紙で市長が指名競争入札の業者選定に関与した旨の記事が掲載される。
- 平成19年 4月27日 市議会全員協議会を開催
市長を含む市関係者から意見を聴取し、「指名競争入札に係る業者指名について」を協議する。
- 平成19年 5月 7日 議会運営委員会を開催
「指名競争入札に係る業者指名の調査に関する今後の対応について」を協議し、全員一致で地方自治法第100条に基づく建設工事等の入札に係る指名事務の調査の件で臨時会招集請求書の提出を決める。
- 平成19年 5月22日 臨時会招集請求書を市長に提出
5月臨時総社市議会を開催
議案乙第3号「建設工事等の入札に係る指名事務の調査に関する決議について」を出席議員の全員一致で可決
地方自治法第100条の権限を議会から委任された「建設工事等の入札に係る指名事務調査特別委員会」（100条委員会）が設置される。

100条委員会の開催状況

- 平成19年 5月22日 第1回目の100条委員会を開催（正・副委員長の互選）
- 平成19年 6月 4日 第2回目の100条委員会を開催（運営要領の決定、記録提出の要求）
- 平成19年 6月22日 第3回目の100条委員会を開催（証人出頭の要求）
- 平成19年 6月29日 100条調査権に関する研究会を開催
- 平成19年 7月 6日 第4回目の100条委員会を開催（証人尋問、証人出頭の要求）
- 平成19年 7月10日 第5回目の100条委員会を開催（証人尋問）
- 平成19年 7月20日 第6回目の100条委員会を開催（証人出頭の要求、記録提出の要求）
- 平成19年 8月 1日 第7回目の100条委員会を開催（証人尋問、証人出頭の要求）

5月
臨時市議会

100条委員会設置決議を可決

平成19年5月臨時総社市議会は、5月22日の1日限りの会期で開かれました。この議会では、議案2件、承認6件を審査し、いずれも原案どおり可決等しました。

また、11人の議員から「建設工事等の入札に係る指名事務の調査に関する決議」が提出され、質疑、討論もなく、出席議員の全員一致で可決し、地方自治法第100条の権限を議会から委任された「建設工事等の入札に係る指名事務調査特別委員会」（100条委員会）が設置されました。

100条委員会設置決議

日の市議会全員協議会において、市長の指名事務への介入疑惑に関する真相の解明を図ったが、尋ねはしたが介入していないという旨の発言

議会が、この調査権限行使することにより、市長などの執行権の濫用をチェックするためのもの

(提案理由)
市長が自ら改正した総社市建設業者等指名及び資格審査に関する事務処理規程第7条において、「市長は、委員会の審査結果をもって当該建設工事等について指名選定したものとみなす」となっているにもかかわらず、本年4月17日に昭和簡易水道羽配水管設計業務における指名委員会の審査結果への市長の介入疑惑が新聞各紙において一斉に報道がなされた。総社市議会としても、本年4月27

本件については、市民の関心が非常に高く、真相の解明を求める声も多くのあることから、地方自治法第100条の規定に基づく権限を行使し、指名事務における市長の関与に関する真相の解明を行うとともに、入札事務の公正及び公平性の確保、市政に対する市民の信頼回復を図るうとするものである。

この調査権は、関係者の出頭、証言、記録の提出を請求でき、正当な理由がなく拒否した場合は罰則があります。しかし、この調査権は、事実の虚偽の陳述を行った場合は罰則があります。この調査権は、強制力を発動して問題点の真相解明をすることにより、市長などに対し、事務事業の改善又は中止等を促すもので

建設工事等の入札に係る指名事務の調査に関する決議

- 調査事項
本議会は、地方自治法第100条の規定により、次の事項について調査するものとする。
(1) 昭和簡易水道羽配水管設計業務における市長の関与に関する事項
(2) (1)の外、総社市建設業者等指名及び資格審査に関する事務処理規程の改正後（平成18年10月1日以降）の建設工事等の指名事務における市長の関与に関する事項
- 特別委員会の設置
本調査は、地方自治法第110条及び総社市議会委員会条例第6条の規定により、議長を除く委員23人で構成する建設工事等の入札に係る指名事務調査特別委員会を設置し、これに付託して行う。
- 調査権限
本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項、第5項及び第10項並びに同法第98条第1項の権限を上記特別委員会に委任する。
- 調査期限
上記特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。
- 調査経費
本調査に要する経費は、平成19年度においては500万円以内とする。

以上、決議する。

平成19年5月22日

岡山県総社市議会

100条調査権とは

(10)